

平成25年第1回（1月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成25年1月18日(金)
開 会 10時00分 閉 会 10時42分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 14名

欠席委員数 1名

出席委員の氏名

是木 輝義	賀部 正直
瀬口 勝美	豊田 和義
和才 直俊	石丸 茂信
岡 万寿夫	矢頭 道雄
土屋 豊一	恒成 一治
守口 正典	若山 清敏

高原 孝幸

奥家 信弘

欠席委員の氏名 是木 則幸

4. 付議事項

議案第1号 農地法第4条許可の計画変更申請について

1件

議案第2号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の承認について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 榎 秀治

事務局職員 和才 薫

6. 会議の概要

事務局長	委員の皆さんおはようございます。ただ今より平成25年第1回総会を開催いたします。本日は是木委員より都合により欠席の連絡をいただいておりますので委員14名での開催となります。 それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。
是木会長	少し時期が遅くなりましたが新年おめでとうございます。本年もどうぞよろしく申し上げます。 それでは、ただいまから平成25年第1回1月の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には賀部委員、豊田委員のお二人を指名いたします。 それでは、議事に入ります。

事務局	<p>「議案第1号 農地法第4条許可の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>P1からお願いします。この案件はH24.11総会にて4条許可申請として審議し、11月末に県知事の許可までいただいた案件ですが、いざ建築となってP2（朗読）の内容となり今回の変更承認申請となったようです。</p> <p>農業委員会としては事務所から喫茶店への変更とのことで、外柵、規模は変更なく室内へ厨房と物置が追加されており、排水関係が大きな変更点と考えるが、再度地元和井田地区の土地改良区理事の排水同意が添付されていること、6月に供用開始予定の公共下水道へつなぎ込むこととなっていることから大きな問題はないと思われます。</p> <p>また、当地は都市計画用途地域内の第1種住居地域となっており、都市計画法上では2階建以下、かつ、床面積150㎡以内であれば日用品販売のための店舗・食堂・喫茶店は建築可能とされており、今回申請分については、喫茶店で平屋・床面積44.71㎡なので都市計画法上の問題はありません。</p> <p>この変更申請については、再度変更内容を含め本委員会の意見書を県へ提出する必要があるため今回の再議となりました。よろしくご審議願います。</p>
是木会長 矢頭委員	<p>それでは、地元委員の矢頭委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p> <p>他には特にありませんが、最初は喫茶店をしたいなあとも言っていたんだが、前回の申請では事務所ということだった。結局最初に言っていたことになったようだ、喫茶店といっても申請者の母が趣味でカラオケの先生をやっているので、カラオケ仲間が集まる程度の喫茶店ということだと思います。</p>
是木会長	<p>矢頭委員並びに事務局より経過説明並びに報告がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案1号につきまして計画変更を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、つぎに「議案第2号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請</p>

<p>事務局</p>	<p>書の承認について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>P 6 議案朗読、議案中の施行令第 3 条第 2 項の内容ですが、簡単に説明しますと「選挙権を有する者は毎年 1 月 1 日現在により 1 月 1 0 日までに名簿登録申請書を農業委員会へ提出し、農業委員会は 1 月 3 1 日までに、内容について意見を附して選挙管理委員会へ送付することとなっています。ちなみに選挙管理委員会はそれを受け 2 月 2 0 日までに名簿を調整することとなっています。」そのため、毎年この 1 月の総会にて皆様に登録申請内容のご確認をお願いしている次第です。</p> <p>次に名簿登録の要件ですが、次の 3 要件を満たす方が登録されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業委員会の区域内に住所を有する者 2. 年齢が H 2 5 . 3 . 3 1 で満 2 0 歳に達する者 (H 5 . 4 . 1 までに生まれた者) 3. 1 0 a 以上の農地につき耕作の業務を営む者、又はその耕作の業務を営む者の同居の親族又はその配偶者で 1 年間の耕作従事日数が概ね 6 0 日以上の人となっています。 <p>今から各地区の委員さんへご担当の名簿の内容を確認いただきたいのですが、事務局としては「農地の面積」、「耕作の業務を営む者」の判断は耕作台帳上の耕作面積及び名義人と判断しています。また、「同居の親族又はその配偶者」の判断は客観的判断を行うため住民基本台帳に沿ってチェックをしています。それと、明らかに過去 1 年以上施設等へ入院・入所していると判断される方は 6 0 日の耕作従事要件を満たしていないとの意見を附しています。各委員の手元の名簿について、明らかにその様な方がいる場合は、農業委員会として意見を附す訳ですから、この場にてご指摘をお願いします。以上です。</p>
<p>是木会長</p>	<p>事務局より説明がありました。選挙人名簿登載申請書について地元委員さんのお手元にありますので、見ていただきたいと思えます。各地元委員さん、何かありますか。</p>
<p>土屋委員 事務局長</p>	<p>農業委員の選挙が過去いつごろあったかわかりますか？ 近年の事績、事務局の記憶の範囲では過去ありません。</p>
<p>若山委員</p>	<p>先程の説明で、同居の判断として住民票上の登録にて判定とのことだが、実際親子が同居しているが世帯を分けている場合について、この登録申請書では同居の親族として申請していても同居とみ</p>

事務局	<p>なさないということだが、それは仕方ないということで良いのか？</p> <p>そこが、事前にチェックをしていて一番悩み、気になっていた点で、他の地区にも多くの同様な事案があります。法上には住民基本台帳との整合させる必要はうたわれていませんが、登録申請の中には全く別の住居世帯者であっても親子の場合等は同居者として掲載している案件が数多くあります。たまたま、私の居住する地区であれば、状況が把握できますので、おかしいと判断できますが、全地区では出来ません。そうすると申請者の掲載どおりで本委員会へ提案することとなり、この会議のなかで各委員さんに全てを確認頂き判断を仰ぐしかありません。そうなりますと、気づく世帯と気づかない世帯が発生し不公平を招くおそれもあります。また、その世帯の方が自ら生計が異なると住民課へ意志表示をして届け出て、住民票が分かれている訳でもあります。</p> <p>そういったことから事務局としては、全域で統一した客観的な判断で事前チェックを行うため、住民基本台帳を確認し提案しています。</p>
若山委員	<p>本人は、今回この登録申請書では同居しているとして記載し申請している訳であり、実態は同居しているようなのだが、現判断で良いのか？</p>
事務局	<p>悩ましいところであり、一方では自ら生計は別との意志表示をし、今回は同一との申請であり、どちらが本当なのか私たちでははっきりした客観的判断は出せないと思われれます。「同居の親族又はその配偶者」の判断は「民法にいう住所を同一にし、生計をともにしている」ということですので、事務局としては同じ要件であり自らが住民課へ申請している住民基本台帳に沿って客観的に判断させていただいています。同居判定の考え方についてはこの事務局提案を受けて委員の皆さんで本日決定していただければと思います。</p>
若山委員	<p>今まではどういった判断をしていたのか？</p>
事務局	<p>少なくとも前回事務局からずっと同様な判断としてきました。たまたま選挙がなかったため過去大きな議論にはなっていません。</p>
若山委員 和才委員	<p>申請者は、名簿に登載されていると思っているのではないか。 修正の意見を附した人へのバックはしていないのか。</p>
事務局	<p>農業委員会からは特に申請者個々にどういう意見を附したかは連絡していませんので、選挙管理委員会が調整した名簿を閲覧しなければ、どうなっているかはわからないと思います。今後も個別に附した意見を連絡する予定はありませんので、各担当地区にて気になる世帯があれば、名簿登録は選挙管理委員会の権限ですが、農業委員会の附した意見は教えてあげてもいいかと思えます。</p>

若山委員	確かに実際登録されているかどうかは、名簿を閲覧しないとわかりません。
事務局長	一番ベストなことは、住民課に届出をする際に、民法の規定による世帯の判断は一緒なので留意願いたいですが、その都度、住民課係りが出向き台所は別なのか日常的生活がどこで分断しているのか、本当に世帯分離しているのかまでの確認はできませんので、あくまで相手の申請に基づき世帯分離の届出を受理しているし、それにより色々な税や使用料の恩典もありますし、各種制度の適応の問題もあるでしょうからその判断は難しいところでもあります。また、今はそういった情報もあるでしょうから、皆さんあえて2世帯にしているというのが実態ではないでしょうか。
是木会長	これまでに選挙が1回でもあれば、こういう問題も既に解決されていたかもしれませんがね。
若山委員 事務局	夫婦でおって旦那さんしかあげていないのはなぜか。 個々の自己申請によるものですが、数件申請者代表欄には記入捺印をしており本表中に無記入の方がいますので、少なくとも本人分は記入漏れと判断し事務局で本人分のみは赤字にて本表中に補記している方がいます。
是木会長	それでは、色々貴重なご意見をいただいたようではありますが、この名簿の件につきまして同居の判断基準まで含め承認することにご異議ございませんか。 (異議なし) では、議案第2号に関しましては承認することと決めます。 その他の項で事務局から何かありますか？
事務局	1件あります。配布している別紙のとおり、来る1月28日に第11回京築地域農業・農村活性化推進大会が行橋市にて開催されます。本町から認定農業者の方々も参加を予定しているところです。委員で参加希望の方は来週の月曜日21日までに事務局にご連絡ください。町にての送迎を予定しています。以上です。
是木会長	本日の議事はすべて終了しましたが、各委員の皆さんから本日の議案以外で何かございませんか？ ないようでしたら、次回の委員会の日程ですが、事務局お願いいたします。
事務局	次回は2月8日(金)10:00から当会場を提案しますがどうでしょうか

矢頭委員 事務局	私的都合で金曜日は通院のため今後は配慮願えないか。 来月に次の年間計画を作成するため、その辺を考慮し計画を立てたいと思います。
是木会長	それでは、これをもちまして平成25年第1回総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。
10時42分 閉会	